

**令和7年度静岡県生活困窮者等就労準備支援事業（合宿型）委託事業者選定に係る
企画提案審査要領**

1 趣旨

企画提案参加者から提出された企画書については、令和7年度静岡県生活困窮者等就労準備支援事業（合宿型）委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次により審査する。

2 審査

次のとおり、参加者のプレゼンテーションを実施し、最も優れた企画案を提出した者を委託候補者として選定する。

なお、プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者当たり3人以内とする。また、1事業者当たりの説明時間は、15分以内とし、その後、質疑応答の時間を設けることとする。

区分	内 容	
①日時	令和7年7月31日（木）	
②審査 委員	所属・役職	備考
	健康福祉部福祉長寿局地域福祉課長	委員長
	健康福祉部福祉長寿局地域福祉課参事兼課長代理	
	経済産業部就業支援局産業人材課長	
	賀茂健康福祉センター福祉部生活保護課長	
	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援部権利擁護課長	
③審査 書類	委託業務応募申込書、応募者概要説明書、事業計画書、委託業務見積書 （ただし、説明を補足する資料があれば、任意の様式により提出可とする。）	
④審査 方法	各参加者から提出された書類について、選定委員会の委員が審査票に評価点数を記入し、その合計点を集計し、提出された企画書の順位付けを行い、最も高い得点となった企画書の提出者を委託候補者として選定する。	
⑤審査 基準 項目	1	事業の実施手法は、具体性、妥当性、実現可能性があり優れており、かつ確実に成果を上げることが期待できるものか。 （合宿型の集団生活訓練及び就労訓練）
	2	事業執行に必要な知識を持った支援員を確実に確保することができるか。
	3	事業実施スケジュールは、確実な実行を期待できるものか。
	4	個人情報管理の徹底を含めた十分な事業実施体制が構築できるか。
	5	事業実施に係る見積価格は適正か。
	6	社会的取組（男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、健康経営、環境マネジメント等に係る取組）に積極的か。
⑥採点方法	⑤の審査基準項目ごとに採点し、これを合計する。	